

豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものです。

2. 基本的な考え方

今回の国省令の改正内容について、子どもの安全及び業務の継続性確保等の観点から市内の実情をふまえ検討した結果、国省令の改正内容に特段の支障がなく、変更や新たな設定、独自基準は不要と判断しました。

つきましては、国省令の改正内容どおり、市条例で必要な改正を行うこととしました。

3. 改正概要

改正概要	市条例	国省令
安全計画の策定等		
放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第7条の2 第1項	第6条の2 第1項
放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	第7条の2 第2項	第6条の2 第2項
放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	第7条の2 第3項	第6条の2 第3項
放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	第7条の2 第4項	第6条の2 第4項

改正概要	市条例	国省令
自動車を運行する場合の所在の確認		
放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	第7条の3 第1項	第6条の3 第1項
職員		
放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	第11条 第3項	第10条 第3項
業務継続計画の策定等		
放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第13条の2 第1項	第12条の2 第1項
放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	第13条の2 第2項	第12条の2 第2項
放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	第13条の2 第3項	第12条の2 第3項
衛生管理等		
放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	第14条 第2項	第13条 第2項